

■ウズベキスタン第1回本邦研修を開催しました（令和3年6月）

令和3年6月8日（火）、同月14日（月）、同月15日（火）及び同月22日（火）、独立行政法人国際協力機構（JICA）とともに、ウズベキスタンの司法省、司法省研究所及び最高裁判所等を対象に、「市場経済における実体法や民事訴訟の在り方」をテーマとして、第1回本邦研修をオンラインにて開催しました。具体的なテーマとして取り上げたのは、契約法と法の解釈の2つです。

当部からは、森永太郎部長（当時）、庄地美菜子教官、及川裕美教官、黒木宏太教官及び北野月湖国際専門官が参加しました。

本研修の概要は、次のとおりです。

1) 日本の民事訴訟手続に関する動画教材の視聴

ウズベキスタンの方々を招へいできない状況でも、日本の民事訴訟手続をビジュアル教材でより良く理解していただくために、当部の教官等が裁判官、当事者代理人それぞれの役割を演じ、模擬手続の動画を作成しました。模擬手続の動画は、事前に研修員に提供してあらかじめ視聴することも可能とした上で、1日目に鑑賞会を行い、理解を深めていただきました。

2) ウズベキスタンの民法改正状況に関する講義（第三者の保護規定の導入について）

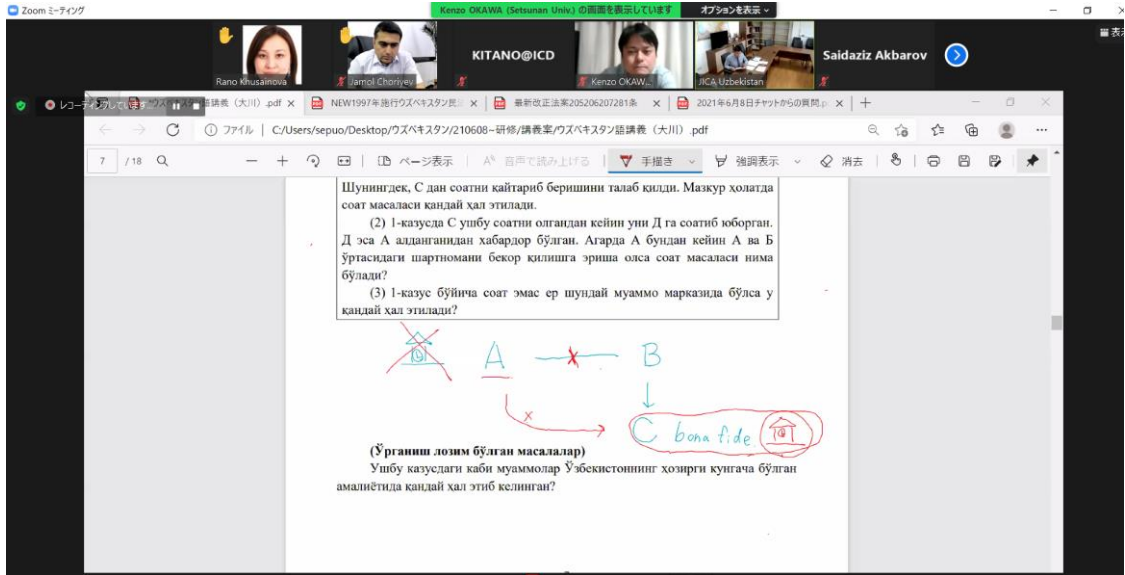
司法省研究所のサファロバ・アディバ先生より、ウズベキスタンの民法改正状況のうち、特に第三者保護の規定の導入について、講義していただきました。



【サファロバ・アディバ先生の講義の様子】

3) 契約法に関する講義（取引の安全を中心に）

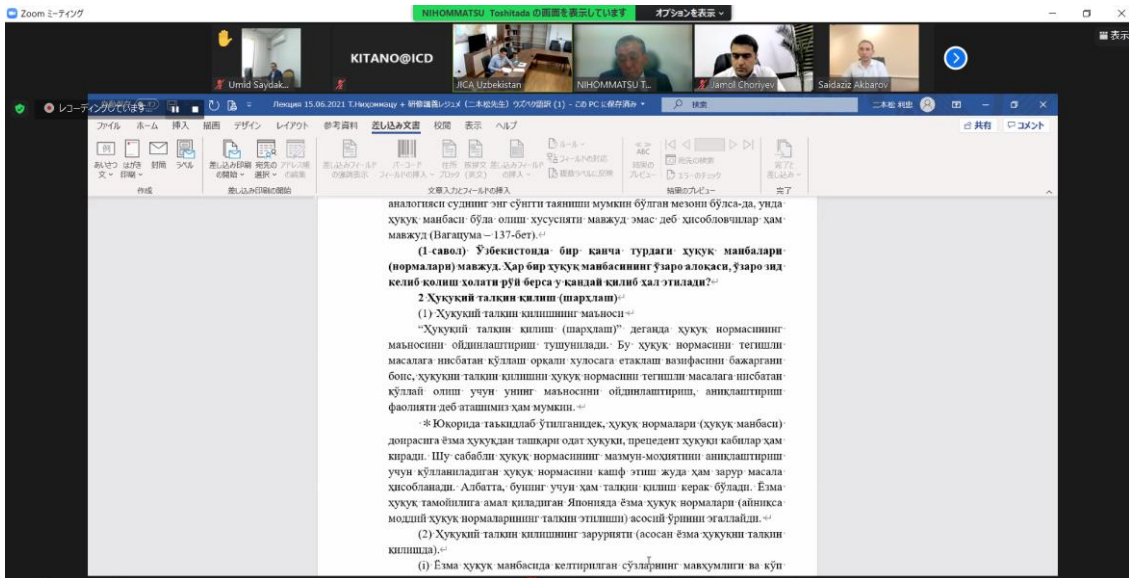
摂南大学法学部の大川謙蔵先生より、自由経済社会における契約法について、取引の安全を中心に、講義していただきました。



【大川先生の講義の様子】

4) 法の解釈と判例の役割

御池総合法律事務所の弁護士（元大阪地裁所長）の二本松利忠先生より、法の解釈と判例の役割について、講義していただきました。



【二本松先生の講義の様子】

本研修は、来日研修の実施に代えて、オンラインで行うこととなりましたが、日ウズベキスタンによる双方向からの講義はとても充実したものとなり、ウズベキスタン側の参

加者からは積極的に意見が述べられ活発な議論が行われました。ウズベキスタンの司法省の参加者からは、日本側が、模擬手続の動画を準備し、ウズベキスタンの改正民法案を読み込むなど周到な準備を行った上で本研修を実施してくれたとの深い感謝の言葉をいただきました。

今後も、ウズベキスタンへの法整備支援に尽力してまいりたいと思います。